

地方ローカル線の維持・存続を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

2018年3月末をもって三江線が廃止された。西日本旅客鉄道株式会社(以下JR西日本)の三江線の廃止提案に対して、沿線自治体が重ねて三江線の維持・存続を求めてきたにもかかわらず、その意向が受け入れられなかったことは残念でならない。

昨年4月のJR発足30年に当たり、JR西日本は「ローカル線の見直しは不可避」とのコメントを發した。また、JR他社においても、ローカル線の見直しについて沿線自治体との協議を進める意向であると報道されている。

このように地方ローカル線は苦境に立たされているが、地方で生活していく上で移動手段の確保は必要不可欠であり、安易なローカル線の廃止は地方の過疎化に拍車をかけることが懸念される。

もとより、国民の共有財産である鉄道の存否については、沿線自治体を初め関係自治体の意向が最大限尊重される必要がある。また、地方創生具現化のためにも積極的な地方ローカル線存続に向けた政策が展開されるべきと考える。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき、政府に対し下記のとおり意見書を提出することを請願する。

記

- (1) 地方ローカル線の廃止は当該地域住民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えることになるため、鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法制度については、抜本的な見直しも視野に入れた検証を行うこと。
- (2) 国は、全国的な鉄道ネットワークの維持・存続のために、JRの地方交通線や第三セクター化された並行在来線の運行に関する公的助成の仕組みを整備すること。
- (3) 自然災害や経年劣化による鉄道路線等の被災、事故の増加に鑑みて、国は自然災害や事故等により被災した事業者に対する鉄道軌道整備法の適用範囲を拡大するとともに、補助率、補助額のかさ上げを行うこと。

2 提 出 者

国鉄労働組合福井県支部 執行委員長 本田昌治

3 紹 介 議 員

佐藤正雄

4 受 理 年 月 日

平成31年1月18日